

みんなで決めよう「原発」国民投票 規約

2014年 10月 18日

(前文)

一原発をどうするか。私たちの未来は私たちが決める。

2011年3月に発災した東京電力福島第一原子力発電所の未曾有の事故は、福島をはじめとした周辺地域に甚大な被害をもたらし、その後の国民生活に重大な影響を与えてきました。私たち日本人は、原子力エネルギーについての政策決定が、長期間にわたり全国民に影響を与えることを学びました。

【みんなで決めよう「原発」国民投票】は、原子力発電の稼働の是非というこの極めて重要な問題について、主権者たる国民の意思を将来にわたって国政に適切に反映させるため、「原発」国民投票の実現を目指します。

「原発」国民投票の投票前には、あらゆる情報が開示され、国政の場で十分な議論が行われることを求めます。そして、私たち一人ひとりが、原発という単一争点についての投票用紙を手にして、この問題を自分の事として考え、よく学び、話し合っ、国家としての最終的な決定に繋げていくべきだと考えます。

また「原発」国民投票に限らず、「お任せ民主主義」からの脱却を目指し、各地で住民投票が活発に行われるなど、国民・住民が政治に積極的に政治に参加することを支援します。

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、みんなで決めよう「原発」国民投票という。

(事務所)

第2条 この会は、事務所を 東京都文京区水道2丁目11-7 に置く。

(目的)

第3条 この会は、以下を目的とする。

原子力発電（以下「原発」とする）の是非に関する国民投票の実施を求め、実現する。

(会の中立性)

第4条 当会は、原発稼働の是非について中立の立場を取り、「脱原発」あるいは「原発推進」を呼びかけることはしない。その結論は「原発」国民投票の結果によって示されるというのが会の立場である。ただし、賛同人・会員一人ひとりがどのような考えを持ち、そして発言をするかは自由であり、それによって、各地で丁寧な議論が交わされることを期待する。

また、特定の党派によらず、超党派での法案成立を目指すものである。

(活動の内容)

第5条 この会は、前文や第3条の目的を達成するため、各種活動を行う。

- (1) 世論を盛り上げる周知活動を行う。
- (2) 諮問型「原発」国民投票法の成立のため、過半数の国会議員の賛同を得るべく働きかけを行う。
- (3) 市民自治を高めるため、原発問題やその他の課題について、各自治体における住民投票の実施を支援する。
- (4) その他、前条に述べる目的を達成するための活動を行う。

第2章 会員

(会員)

第6条 この会の構成員は、次のとおりとする。

- (1) 賛同人この会の目的に賛同した個人。
- (2) 会員この会の目的に賛同した個人のうち総会で議決権を持つもの。

(入会)

第7条 賛同人・会員として参加しようとするものは、参加申込書とともに賛同金、会費を納入して運営委員長に申し込むものとする。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 正当な理由なく継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (3) その他会の活動を妨げる行為を続ける場合など、運営委員会が退会が必要と判断したとき（ただし、役員をのぞく）。

第3章 役員

(種別及び定数)

第9条 この会に会員の中より次の役員を置く。

- (1) 代表1人以上4人以内。
- (2) 運営委員長1人。
- (3) 副運営委員長1人以上4人以内。
- (4) 地域運営委員 20人程度。
- (5) 会計監査人1人以上2人以内。

(選任等)

第10条 代表、運営委員長、副運営委員長、地域運営委員及び会計監査人は、総会において選任する。

2 会計監査人は、代表を兼ねてはならない。

(職務)

第11条 役員は以下の職務を行う。

- (1) 代表は、この会を代表し、マスコミなどへの対外的な意思表示を行う。
- (2) 運営委員長、副運営委員長、地域運営委員は運営委員会を構成し、この会則の定め及び総会又は運営委員会の議決に基づき、この会を運営する。

(3) 運営委員長は運営委員会を代表し、運営委員会の招集・議事運営を行う。また事務局の日常・定型事務をとりまとめる。

(4) 副運営委員長は運営委員長の補佐を行い、不在の時は代行する。

(5) 地域運営委員は地域の代表として全国と地域との調整を行う。

(6) 会計監査人は、この会の財産の状況を監査し、総会に報告すること。

(任期等)

第12条 役員の任期は、1年とする。但し、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

(役員の解任)

第13条 役員が会の活動方針に反する行為および運営を妨げる行為を続けた場合は、運営委員会において必要な措置を講じる。

第4章 会議

(種別)

第14条 この会の会議は、総会及び運営委員会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第15条 総会は、会員をもって構成し、会の最高議決機関とする。

(総会の権能)

第16条 総会は、以下の事項について決議する。

(1) 会則の変更。

(2) 活動方針及び収支予算並びにその変更。

(3) 活動報告及び収支決算。

(4) 代表、運営委員長、副運営委員長、地域運営委員及び会計監査人の選任及び解任。

(5) 会費の額。

(6) その他運営に関する重要事項。

(総会の開催)

第17条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 運営委員会が必要と定め、招集したとき。

(2) 会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面による招集の請求があったとき。

(総会の招集)

第18条 総会は、運営委員会が招集する。

2 運営委員会は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールなどにより、開催の日の少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第19条 総会の議長は、その総会に出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第20条 総会は、会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。ただし、委任状提出者は出席とみなす。

(総会の議決)

第21条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。この他、別に定められた手続きによる一定数の会員の共同提案による追加・修正議案も含まれる。

2 総会の議事は、この会則に規定するもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での議決権等)

第22条 各会員の議決権は平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、他の会員を代理人として議決を委任することができる。なお、代理人として委任を受けられる人数は別に定める(※注 一会員が委任を受けるのは4人まで、最大5票までと考えている)

(総会の議事録)

第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所。
- (2) 会員総数及び出席者数。
- (3) 審議事項。
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果。
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項。

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

(運営委員会の構成)

第24条 運営委員会は、運営委員長、副運営委員長と地域運営委員をもって構成する。

(運営委員会の機能)

第25条 運営委員会は、次の事項を議決する。

- (1) 総会に提案する会の活動方針、活動の企画・立案。
- (2) 総会で議決した事項の執行に関する事項。

(3) その他総会の議決を要しない会の運営に関する事項。

(運営委員会の招集)

第26条 運営委員会は、運営委員長が招集する。

(運営委員会の議決)

第27条 運営委員会の議事は、運営委員会の過半数をもって決し、可否同数のときは、運営委員長の決するところによる。

(直接投票権)

第28条 運営委員会で決定された事項について、会員の10分の1以上の署名による異議申立てがあった場合には、原則として運営委員長は2か月以内に全会員による投票を実施する。この投票結果を運営委員会は最大限尊重するものとする。

(事務局の設置)

第29条 この会の日常的・定型的な事務の処理をするため、運営委員長のもとで事務局を設置する。

第5章 会計

(会計年度)

第30条 この会の会計年度は、1年間とする。

(活動方針及び予算)

第31条 この会の活動方針及びこれに伴う収支予算は、毎年度ごとに作成し、運営委員会の承認を得た上で、総会の議決を経なければならない。

(活動報告及び決算)

第32条 この会の活動報告書、収支計算書等決算に関する書類は、毎年度終了後、速やかに運営委員長が作成し、運営委員会の承認を得た上で、会計監査人の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

第6章 地域組織

(地域組織)

第33条 地域組織は会員間の交流と地域での活動を活発にするために設置するものとする。

(独立の原則)

第34条 地域組織は独立したものとし、基本的には地域独自の活動を行うものとする。ただし、全国的に影響のあるものは運営委員会と調整するものとする。

(全国との連携)

第35条 地域組織と運営委員会は連携し、会の目的達成のため諸活動の全国展開をおこなう。

第7章 規約の変更、解散

(規約の変更)

第 36 条 この会が規約を変更しようとするときは、総会に出席した会員の 3 分の 2 以上の多数による議決を経るものとする。

(解散)

第 37 条 会の解散に関しては総会の議決を必要とし、総会に出席した会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経るものとする。

第 8 章 雑則

(全般的規定)

第 38 条 この規約に定めのないものは一般的準則に従い運営委員会が提案し、総会の議決をへて運用するものとする。

(細則)

第 39 条 この規約の施行について必要な細則は、運営委員会の議決を経て、運営委員長がこれを定める。

附則

- 1 この規約は、2013 年 9 月 7 日から施行する。
- 2 2013 年度は第 30 条を適用しないものとする。